



令和6年度

神奈川県ニホンザル管理事業実施計画

令和6年6月

目次

I	第5次神奈川県ニホンザル管理計画の基本的な考え方	1
1	計画の目標	1
2	管理の考え方	1
3	管理計画の進め方	2
	(1) 神奈川県ニホンザル管理事業実施計画の策定	2
	(2) 実施体制	2
4	地域個体群別の管理方針	4
	(1) 西湘地域個体群	4
	(2) 丹沢地域個体群	4
	(3) 南秋川地域個体群	4
II	令和5年度の事業実施状況	5
別表1	令和5年度の事業実施状況	5
表1	個体数調整等の実施結果（令和5年度）	6
表2	個体数調整等に用いた捕獲方法（令和5年度）	6
表3	ニホンザル行動域周辺での森林整備の実績（令和5年度）	7
表4	各群れの個体数の推移（令和5年度ニホンザル生息状況調査結果）	8
図1	各群れの行動域（令和5年度ニホンザル生息状況調査結果）	9
表5	各群れの行動域の比較（令和5年度ニホンザル生息状況調査結果）	10
表6	個体分析対象個体（令和5年度ニホンザル捕獲個体分析）	11
表7	地域個体群別農作物被害の推移	11
表8	地域個体群別自家用農作物被害の推移	11
表9	地域個体群別生活被害・人身被害件数の推移	12
表10	広域的に情報交換を行う会議等	12
III	令和6年度の事業実施計画	13
1	被害防除対策	13
	(1) 集落環境整備	13
	(2) 農地への防護柵の設置	13
	(3) 広域防護柵の設置	13
	(4) 追い払い	13
	(5) 加害個体捕獲	14
2	群れの管理	14
別表2	令和6年度の群れ管理事業実施計画の概要	14
	(1) 地域個体群ごとの基本方針	15
	(2) 追い上げ	16

(3) 群れ管理のための個体数調整、管理困難な群れの除去	16
表 11 個体数調整の区分及び該当する群れ.....	17
表 12 群れ別・性年齢別の個体数調整対象個体数（令和6年度）	18
3 生息環境整備	19
(1) 水源の森林づくり事業	19
(2) 県営林整備事業	19
(3) 市町村による森林整備の事業	19
4 モニタリング	19
(1) 生息状況調査	20
(2) 被害状況調査	20
(3) 対策状況調査	20
(4) 調査結果の分析	20
5 その他	21
(1) 広域連携による対策実施の推進.....	21
(2) 第6次計画に向けた検討.....	21

I 第5次神奈川県ニホンザル管理計画の基本的な考え方

(第5次神奈川県ニホンザル管理計画(令和5年3月策定、以下「第5次計画」という。)より抜粋)

1 計画の目標

第4次計画までに実施してきた目標を引き継ぎ、次の3点を目標とする。

- 適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理
- 農作物被害の軽減
- 生活被害・人身被害の根絶

2 管理の考え方

県では、鳥獣と人との棲み分けを図り、あつれきを解消していくという鳥獣被害対策の基本的な考え方に沿ってサルの管理に取り組んでおり、第4次計画からは「各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理する」という考え方も取り入れながら、管理事業を実施してきた。

第4次計画までの管理事業の結果、「農耕地等に依存する群れ」を、いかに「山林を中心に生息する群れ」にしていくか、また、「山林を中心に生息する群れ」をその状態で保ち続けるという視点で管理を行っていくことが重要であることが分かってきた(次ページ コラム「サルの行動域調査によって明らかになった群れごとの利用環境の違い」及び図3-1のとおり)。

また、サルの個体数が半減している中で、群れや特定の個体が、人やわなに対する警戒心を一層増している状態にあるほか、加害群を除去したことによる近隣の群れの行動域の変化や、新たな加害個体・加害群の発生も考えられる。

サルへの意図的な餌付けについては、昭和30年代に、県内の一部地域で大規模に意図的な餌付けが行われ、その後の被害の拡大や地域への定着の大きな要因となつたとされている。

第5次計画の管理事業においては、このような事項についても配慮しつつ、各群れごとにモニタリングによって得られた生息状況や、地域での被害状況、群れ特性等に基づき、これまでの対策等の実施履歴について整理を行うとともに、被害防除対策、群れ管理、生息環境整備を効果的に組み合わせて行う取組を継続する。

特に、捕獲を行うにあたっては、サルの群れはオトナメスを中心とした母系の集まりであるため、オトナメスを除去すると群れが分裂し、被害が拡大するおそれがあることから、群れの分裂防止への配慮が欠かせない。

なお、環境省では、学識経験者とともに、全国のサル地域個体群の連続性・孤立性等の解析・評価を検討中(2021(令和3)年度に本県についてもサル管理の実施状況のヒアリングを実施)であり、引き続き、こうした検討状況について情報収集していく。

(【コラム】サルの行動域調査によって明らかになった群れごとの利用環境の違い…省略)

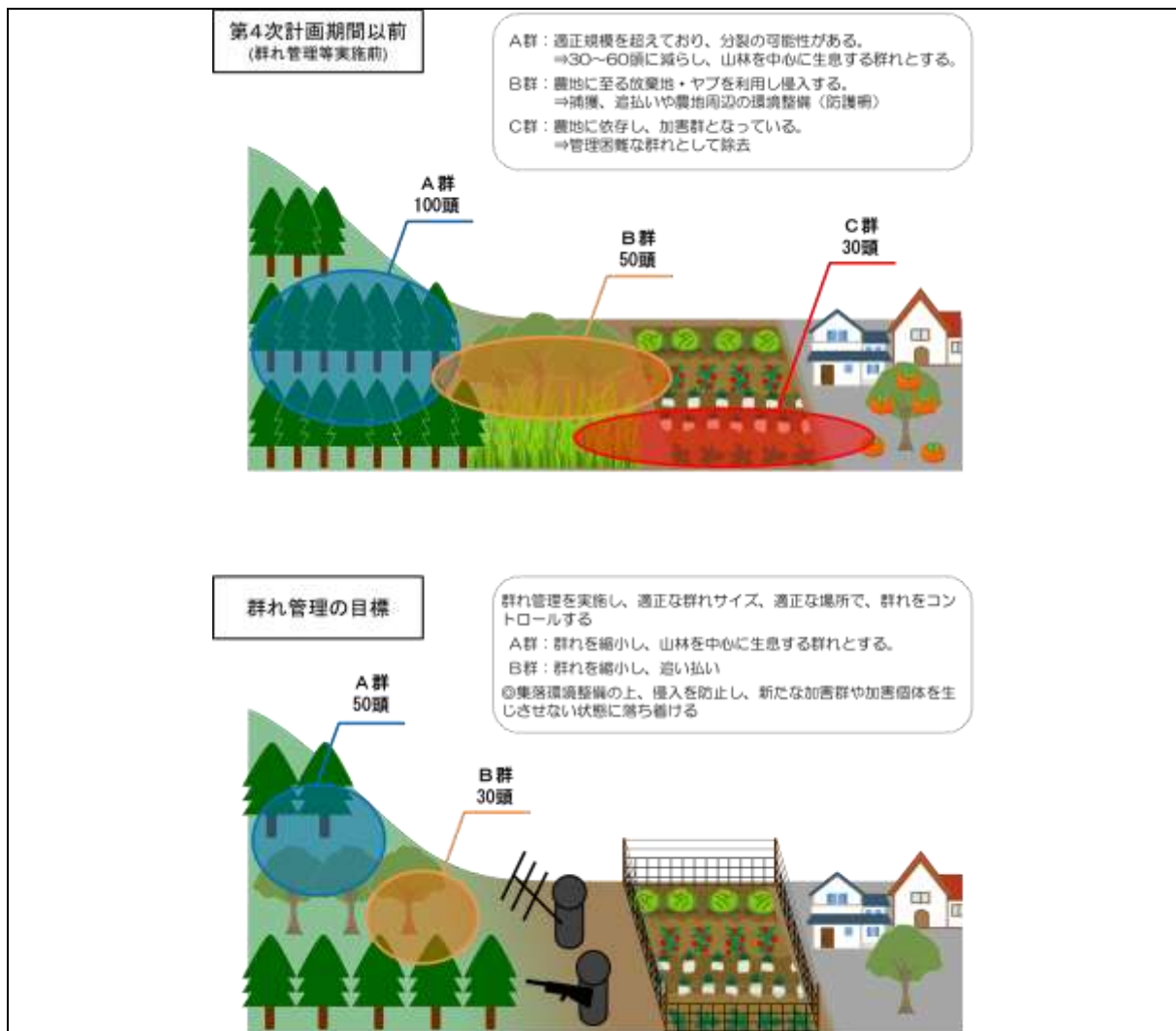


図 3-1 群れ管理のイメージ

3 管理計画の進め方

(1) 神奈川県ニホンザル管理事業実施計画の策定

県は、毎年度「神奈川県ニホンザル管理事業実施計画」（以下「事業実施計画」という。）を策定し、地域の関係者、市町村、県等が連携・協力し、地形や農作物、実施体制等の市町村の状況に応じて管理事業を推進する。

事業実施計画の作成に当たっては、まず、市町村が各地域県政総合センターと協力し、群れ管理を含めた市町村における事業実施計画原案及び事業実施計画図案を作成する。

次に、各市町村の事業実施計画原案等に基づいて、各地域鳥獣対策協議会が、市町村や農業者団体を通じて住民の意見も取り入れながら、地域の事業実施計画案を作成する。

地域の事業実施計画を基に、県は、神奈川県鳥獣総合対策協議会での検討と協議を経て、県全体の事業実施計画を策定する。

県は、市町村と連携して生息状況、被害状況及び対策状況のモニタリングを行い、その結果を市町村等の関係機関と共有するとともに、モニタリング結果等に基づいて管理事業の効果を評価し、次年度の事業実施計画に反映する。

(2) 実施体制

ア 県の取組

県は、管理事業を効果的に進めるため、各地域県政総合センターに設置した各地域鳥獣対策協議会を通じて広域的な連携・調整を図る。各地域鳥獣対策協議会を通じて地域の事業実施計画案の作成を調整するとともに、市町村と連携して事業実施計画の進行管

理及び生息状況、被害状況、対策状況のモニタリング等を行い、それに基づき管理事業の効果検証等を行う。

また、地域ぐるみの対策を継続的・計画的に推進できるよう、専門職員をかながわ鳥獣被害対策支援センターに配置し、広域的・専門的な観点から、市町村や農業者団体、農業者等に対して、被害防除対策に関する最新の知見や対策手法に関する情報提供、地域の実情に応じた対策の提案、技術的支援等を行うとともに、環境部門と農政部門が連携して地域ぐるみの取組を支援する（図 3-2）。

地域による対策が非常に困難な場合や、対策の実施主体である市町村の実施体制（人員、予算）が十分でない場合、県は、計画の目標の達成状況等の実態に応じ、市町村と連携した対策の強化や支援等を検討する。



図 3-2 かながわ鳥獣被害対策支援センターによるドローンを活用した集落環境調査

イ 市町村の取組

市町村は、被害防除対策、群れ管理や生息環境整備等を組み合わせて、事業実施計画に基づいて管理事業を推進する。

また、県と連携してサルの出没や地域の被害状況、対策状況を把握し、県に報告するとともに、把握した情報を地域における追い払い・個体数調整、被害防除対策等に活用する。

さらに、地域全体の被害を軽減するため、必要に応じて県と協力しながら、住民や農業者に対して効果的な対策に関する情報提供や技術指導を行い、地域ぐるみの対策を支援する。

ウ 地域ぐるみの取組

追い上げや被害防除対策の実施に当たっては、地域の関係者が地域のサルに関する問題や目標を共有し、その地域の被害実態やサルの群れの特性に合った対策を地域が主体となって実施することが効果的である。そのため、地域の住民や農業者、市町村、農業者団体、狩猟者団体等が連携・協力し、地域ぐるみで継続的に対策に取り組む。

市町村等は、地域ぐるみの取組を実施するに当たって、地域に対策技術や知識が蓄積し、取組が自立的に行われるよう、住民等を中心に群れ管理のための追い払いや集落環境整備等の被害防除対策を実施する体制作りを支援する。

エ 関係都県との連携

一部の地域個体群及び地域個体群を構成する群れは、行動域が隣接県にまたがることから、県及び市町村は、関係都県及び隣接する市町村と、生息状況、被害状況、捕獲状況及び被害防除対策の実施状況等について情報交換を行うとともに、管理事業の効果的な実施に向けて連携を図る。

オ 神奈川県鳥獣総合対策協議会

学識経験者や関係団体等で構成する神奈川県鳥獣総合対策協議会において、事業実施計画の内容について合意形成を図るとともに、必要な検討、助言及び評価を行う。

事業実施計画の検討、評価等に当たって、神奈川県鳥獣総合対策協議会サル対策専門部会は、モニタリング等の結果をもとに生息状況や管理事業の検討、評価等を行う。

また、ニホンザル管理検討委員会は、事業実施状況及びモニタリングのデータをもと

に科学的な検討を行う。

4 地域個体群別の管理方針

サルは、地域個体群とそれを構成する群れごとに生息や被害の状況が異なるため、地域個体群別の管理方針として実施する取組を定める。

(1) 西湘地域個体群

行動域に農耕地や市街地の割合が高いため個体数に比して被害は大きく、特に生活被害及び人身被害は大きなものとなっており個体数調整は継続する必要がある。「生活被害・人身被害の根絶」を前提として、次の事項に取り組む。

- ・H群について、管理困難な群れとして除去を進める。群れの除去を目指し、人への警戒心が高い個体が多いため、箱わな・囲いわな等により、餌環境が厳しくなる冬季に向けて、捕獲場所の検討・準備を進めた上で、群れの除去を目指して捕獲を実施する。
- ・T1群について、住民、市町、県等の連携体制を整備し、住宅地や農地等サルとの棲み分けを図る場所での追い払いを徹底するとともに、特に、市街地及びその周辺での泊り場つぶし（継続的に居させなくする対策）を検討する。
- ・静岡県側の群れの分布や移動、被害状況等について、県・市町村等との情報交換等を継続する。

(2) 丹沢地域個体群

山麓の市街地や農耕地・集落を主な行動域としていた4群の除去を進めたが、現存する一部の群れの行動域は、依然として農耕地・集落も含めた山地山麓となっている。「被害の軽減、根絶」を前提として、群れごとに異なる行動域や農耕地・集落の利用状況に応じた、次の事項に取り組む。

- ・群れの行動域の重なり度合い、追い上げの難しさ、住宅地や農地への依存状況等を踏まえ、適正な群れの配置、群れ数及び各群れの規模を検討し、追い上げや追い払い方法を、各群れに応じて事業実施計画で、整理・検討する。
- ・行動域が市町村界をまたがる群れについて、群れの管理方法の調整を図るとともに、隣接市町村の連携による追い上げに取り組む。
- ・農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採等誘引要因の除去等によって、出没地点の減少及び被害の軽減を図る。また、市街地や農耕地・集落及びその周辺に、恒常的な群れの侵入ルートが確認できた場合は、泊り場つぶし（継続的に居させなくする対策）を検討する。

(3) 南秋川地域個体群

行動域が、山間部から農耕地等に移動する傾向があれば、農作物被害や生活被害が発生しないよう群れ管理を行うため、次の事項に取り組む。

- ・各群れは、県北部と東京都及び山梨県にまたがって生息しており、特に留意が必要な群れとして、隣接する東京都側には、100頭規模の川井野群が生息しており、県内の群れの除去等により、かえってこの東京都側の群れが侵入して来ることがないように十分な注意が必要であり、調査を継続する。
- ・山梨県側に主な行動域があるK1群や、東京都の川井野群に隣接関係にある県内のK4群がおり、行動域調査等により群れの状況を踏まえながら、適正な群れの配置、群れ数及び各群れの規模を整理・検討し、群れごとに群れ管理を進める。
- ・農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採等誘引要因の除去等によって、出没地点の減少及び被害の軽減を図る。市街地や農耕地・集落及びその周辺に、恒常的な群れの侵入ルートが確認できた場合は、泊り場つぶし（継続的に居させなくする対策）を検討する。

Ⅱ 令和5年度の事業実施状況

令和5年度ニホンザル管理事業実施計画に基づき、別表1「令和5年度の事業実施状況」のとおり各種の管理事業を実施した。

また、その事業量等の詳細について表1～表10及び図1のとおり取りまとめた。

別表1 令和5年度の事業実施状況

・・・別添

別表1 令和5年度の事業実施状況

管理事業の区分(1)	管理事業の区分(2)	全体	西湘地域個体群	丹沢地域個体群	南秋川地域個体群
1 被害防除対策	(1) 集落環境整備	県内各地で集落環境の調査や緩衝帯の整備等が行われるとともに、農作物を早期に収穫することや野菜の残渣を埋設することなど、農地や人家周辺の誘引要因を除去すること等について、市町村等を中心として啓発を行った。 また、意図的な餌付けについて市町村に対し状況調査を実施し、具体的な発生状況を把握した。	市町では、未収穫農作物や廃棄作物など誘引物の適正な処理の啓発活動を行うとともに、餌付けの禁止の周知に取り組んだ。	・秦野市、伊勢原市では、未収穫農作物や廃棄作物の処理に関しての啓発活動を継続した。また、ハイカー等に対して餌付け等の禁止を周知し、誘引物の除去に取り組んだ。 ・市町村において、農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について啓発を行った。	・相模原市では放棄及び取り残し農作物等誘引物の除去の啓発を行った。
1 被害防除対策	(2) 農地への防護柵の設置	市町村等が、農業者による電気柵等の設置を補助した。	一部の農地でサル用電気柵や防護ネットが設置されているが、普及は進んでいない。かながわ西湘農業協同組合や市町村にて個人の設置する柵に対する補助を行った。	市町村では、既存の柵を必要に応じて延長するほか、巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等の維持管理を行っているほか、個人の設置する柵に対する補助を行った。	市町村では、既存の柵を必要に応じて延長するほか、巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等の維持管理を行っているほか、個人の設置する柵に対する補助を行った。
1 被害防除対策	(3) 広域防護柵の設置	県は、市町村が行う広域獣害防護柵の補修について、補修に係る経費を補助した（令和5年度対象：伊勢原市、秦野市、清川村、松田町）。	広域防護柵の維持管理を実施した（小田原市早川地区の広域獣害防止柵（1,376m））。	広域防護柵の維持管理を実施した（清川村煤ヶ谷地域（21,447m）、厚木市玉川地区（9,647m）、森の里地区（538m）、小鮎地区（7,742m）、荻野地区（9,647m）、秦野市菩提～羽根（約500m））。	
1 被害防除対策	(4) 追い払い	地域の住民、市町村等が実施主体となり、連携して追い払いを実施した。 一部の市町村では群れの位置情報を住民へ提供する施策を継続した。	・鳥獣被害対策実施体、市町村職員による追い払い実施 ・小田原市片浦地区の住民間において、SNS(LINE)を活用したサルの出没情報のリアルタイム共有を行った。	・地域の住民、委託業者、農業者、農業者団体、猟友会、市町村職員による追い払い実施 ・追い払い研修会を実施 ・群れの位置情報について、秦野市では市ホームページで前日の泊まり場を、伊勢原市では位置情報を希望者へメールにて提供している。 ・厚木市や小田原市、秦野市では市ホームページで前日の泊り場等の位置情報を公開した。伊勢原市は希望者に群れの位置情報をメールで提供した。	・地域の住民、委託業者、農業者、農業者団体、猟友会、市町村職員による追い払い実施
1 被害防除対策	(5) 加害個体捕獲	各群れから加害個体として特定した個体のうち2頭を捕獲した。 はこわなでの捕獲が困難であり、加害個体として特定した個体の捕獲が進んでいない状況である。	T1群2頭を加害個体として特定し、うち1頭を捕獲した。	鐘ヶ嶽群1頭を加害個体として特定し、捕獲した。 日向群1頭を加害個体として特定しているが捕獲できていない。 丹沢湖群1頭を加害個体として特定しているが捕獲できていない。	加害個体として特定している個体なし
2 群れ管理	(1) 追い上げ	各地域個体群で追い上げ目標エリアに向けて、市町村の実施隊、鳥獣被害防止対策協議会の追い払い隊、地域住民、委託業者等により追い上げを行った。 技術的、人力的制約から、効果的な追い上げができていない状況である。 また、今後の追い上げの考え方について整理するための基礎資料として追い上げ等に関する詳細な実施状況や意向等を市町村から聴取した。	・鳥獣被害対策実施体、市町村職員による追い上げ実施	・地域の住民、委託業者、市町村職員による追い上げ実施 ・湘南地域県政総合センター、県央地域県政総合センター、かながわ鳥獣被害対策支援センター、自然環境保全課、伊勢原市、厚木市、秦野市が合同で、鐘ヶ嶽群及び日向群の追い上げを実施した。	・委託業者による追い上げ実施
2 群れ管理	(2) 群れ管理のための個体数調整	適正規模とするための群れの縮小・維持、または適正配置とするための群れの縮小・除去を目的として、58頭の個体数調整を実施した。 *詳細は「表1 個体数調整等の実施結果」「表2 個体数調整等に用いた捕獲方法」参照	・計1頭の個体数調整を実施した。	・計17頭の個体数調整を実施した。 ・日向群については、伊勢原市により個体数調整を実施しているが、オトナメスや加害個体はわなへの警戒心が高く捕獲が困難な状況にある。	・計40頭の個体数調整を実施した。 ・相模原市緑区吉野、澤井、佐野川地区の自治会が中心となり、鳥獣対策連絡協議会を設立し、市や県も交え、対策について協議を行った。
2 群れ管理	(3) 管理困難な群れの除去	管理困難な群れの除去を目的として、4頭の個体数調整を実施した。 *詳細は「表1 個体数調整等の実施結果」「表2 個体数調整等に用いた捕獲方法」参照	・計4頭の個体数調整を実施した。		

管理事業の区分 (1)	管理事業の区分 (2)	全体	西湘地域個体群	丹沢地域個体群	南秋川地域個体群
3 生息環境整備	3 生息環境整備	ニホンザルの行動域周辺の地域で、県及び市町村が水源の森林づくり事業等で、ニホンザルの生息環境の改善にも資する人工林の間伐・枝打、植生保護柵設置等の森林整備を行った。 *詳細は「表3 ニホンザル行動域周辺での森林整備の実績」参照			
4 モニタリング	(1) 生息状況調査	ア 群れ数、個体数 令和5年9月を中心にカウント調査や聞き取り調査を実施し、確認した群れは計13であった。 *詳細は「表4 各群れの個体数の推移」参照 イ 行動域調査 各群れについて、ラジオ・テレメトリー法及びGPS発信器により行動域調査を実施し、行動域の変化が明らかになった。 *詳細は「図1 各群れの行動域」及び「表5 各群れの行動域の比較」参照 ウ 捕獲個体分析 個体数調整を行う群れ等について、今後の群れ管理に寄与するため、捕獲個体の身体状況、繁殖状況、栄養状態、被害防除対策、集落環境整備等の対策の効果を把握し、カウント調査等による群れの性年齢別の頭数構成の把握が妥当であるか検証するため個体分析を行った。これらの群れの捕獲個体は原則として研究機関へ搬送し、捕獲個体の外部計測、妊娠、栄養状態の把握及び記録の確認を行った。 *対象個体の数・構成は「表6 個体分析対象個体」参照			
4 モニタリング	(2) 被害状況調査	農作物の被害は令和2年度以降低い傾向にある。また、生活・人身被害は依然として発生している。 なお、農業被害については、十分な補償制度がないことや効果的な対策が実施されないとの理由により、被害報告を申告しない農業者が多いなどの課題もある。 *詳細は「表7 地域個体群別農作物被害の推移」「表8 地域個体群別自家用農作物被害の推移」及び「表9 地域個体群別生活被害・人身被害件数の推移」参照			
5 その他	5 その他	(1) 広域連携による対策実施の推進 行動域が複数市町村や隣接都県にわたる群れに対しては、関係機関の連携が有効であることから、関係機関による情報交換を行い、連携した取組みの検討を行った。 *会議等の概要は「表10 広域的に情報交換を行う会議等」参照	・隣接都県との行政界をまたがった群れについて、静岡県、熱海市及び湯河原町との連絡会議を開催し、群れの状況や対策の実施状況等について情報共有を行った。	・市町村の行政界をまたがった群れについて、秦野市、伊勢原市及び関係団体との連絡会議を開催し、群れの状況や対策の実施状況等について情報共有を行った。 ・清川村では清川村野生鳥獣等対策協議会を設立し、清川村鳥獣被害防止計画を策定した。	・隣接都県との行政界をまたがった群れについて、上野原市や八王子市と適宜、群れの状況や対策の実施状況等について情報共有を行った。 ・相模原市は、上野原市、八王子市との3市獣害対策広域連絡会を開催し、ニホンザルの被害対策についての情報交換を行った。また、上野原市や八王子市の視察受入れや、八王子市へのはこわな5台の貸出しも実施した。

表1 個体数調整等の実施結果（令和5年度）

群れ管理の方法	地域 個体群	群れ・ 集団名	捕獲 計画数 (R5)	捕獲数等			参考：学 習放獣 (外数)
				捕 獲・ 殺処 分 (県 内)	捕 獲・ 殺処 分 (県 外)	交 通事 故、 自 然死	
群れ管理のための個体数調整 (適正規模とするための群れの縮小、維持)	西湘	T 1	1	1		2	6
		丹沢	ダムサイト	2	1		
	川弟B		2				
	川弟B 1		7			1	
	日向		7	6			4
	丹沢湖		0			1	
	半原		15				
	鐘ヶ嶽		11	6			2
	南秋 川	K 1	5		15(注2)		
		川井野	—		50(注3)		
小計		(10群)	50	14	65	4	13
〃(適正配置とするための群れの縮小)	丹沢	川弟A	20	4			
小計		(1群)	20	4	0	0	0
〃(適正配置とするための群れの除去)	丹沢	ダムサイト分 裂	5(注1)				
K 4		31(注1)	40				
小計		(2群)	36	40	0	0	0
管理困難な群れの除去	西湘	H	4(注1)	4		1	
小計		(1群)	4	4	0	1	0
個体数調整 計		(14群)	110	62	65	5	13
加害個体捕獲(ハナレザル捕獲を含む)	西湘	T 1	—	1			
	丹沢	鐘ヶ嶽	—	1			
	不明	ハナレザル	—				
加害個体捕獲 計		—	—	2	0	0	0
合計		(14群)	110	64	65	5	13

注1) 上記頭数の他、令和4年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も個体数調整の対象とした。

注2) 上野原市の捕獲数。 注3) 八王子市の捕獲数。

表2 個体数調整等に用いた捕獲方法（令和5年度）

地域個体群	群れ・集団名	捕獲・殺処分頭数(県内)						計
		はこわ な	囲いわ な	麻酔銃	銃器	I C T わな	その他	
西湘	H	3			1			4
	T 1	1			1			2
丹沢	ダムサイト	1						1
	川弟A	3			1			4
	日向	6						6
	鐘ヶ嶽	6		1				7
南秋川	K 4	16				24		40
計		36		1	3	24		64

表3 ニホンザル行動域周辺での森林整備の実績（令和5年度）

区域	大流域名	森林整備面積 (ha)			
		水源の森林づくり (県確保分)	県営林整備	承継分収林整備	計
神奈川県 ニホンジカ 管理計画 上の保護 管理区域 (注1)	世附川			11.94	11.94
	中川川上流				
	丹沢湖	53.04	5.69	23.93	82.66
	丹沢中央				
	神ノ川				
	丹沢南麓	26.71			26.71
	早戸川				
	中津川		16.57		16.57
	大山・秦野	35.03		9.97	45.00
	清川	6.88	14.61		21.49
	宮ヶ瀬湖			6.59	6.59
	山北(町)	63.41		16.69	80.10
	松田(町)	45.84			45.84
	秦野(市)				
	伊勢原(市)				
	厚木(市)				
愛川町					
津久井(町)	78.72			78.72	
小計		309.63	36.87	69.12	415.62
神奈川県 ニホンジカ 管理計画 上の定着 防止区域	相模原市 (旧津久井町除く)	111.05		21.17	132.22
	小田原市	14.29	0.20	13.57	28.06
	箱根町		30.45		30.45
	南足柄市	91.68		32.79	124.47
	湯河原町				
小計		217.02	30.65	67.53	315.20
合計		526.65	67.52	136.65	730.82

注1) 神奈川県ニホンジカ管理計画上の保護管理区域は下図の通り



表4 各群れの個体数の推移（令和5年度ニホンザル生息状況調査結果）

（単位：頭）

地域 個体 群名	群れ・集団名	2008 (平成 20) 年度	2009 (平成 21) 年度	2010 (平成 22) 年度	2011 (平成 23) 年度	2012 (平成 24) 年度	2013 (平成 25) 年度	2014 (平成 26) 年度	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和 1) 年度	2020 (令和 2) 年度	2021 (令和 3) 年度	2022 (令和 4) 年度	2023 (令和 5) 年度	備考	
西湘	S群	22	21	20	21	22	25	22	20	18	17	5	2	2				令和2年12月に除去が完了	
	H群	35	32	33	36	45	45	42	44	47	35	31	27	19	12	5	5	令和6年3月に除去が完了	
	P1群	17	19	15	13	9	12	13	5	5	5	2	1	1	1			令和4年度は確認情報なし 令和4年度までに消滅したものと して扱う	
	和田山集団					3	—	—	3	2								平成29年度は確認情報なし 平成29年度までに消滅したものと して扱う	
	T1群	27	26	27	29	31	32	33	34	36	28	28	30	24	23	25	21		
	T2群	4																	平成22年以降発信機装着個体は P1群で確認
	小計		105	98	95	99	110	114	110	106	108	85	66	60	46	36	30	26	
丹沢	ダムサイト群	16	12	15	16	16	17	12	12	14	11	14	20	17	17	17	21		
	ダムサイト分 裂群	48	50	29	35	25	19	20	15	20	20	19	6	9	5	—	—	令和5年度までにダムサイト群に 合流し消滅したものと扱う	
	川弟A群	66	79	42	46	56	53	57	56	57	63	67	66	70	72	63	63		
	川弟B群			47	51	59	59	64	63	68	60	74	26	25	29	27	29		
	川弟B1群													50	45	51	55	川弟B群からの分派により令和2 年度に新たに確認された。	
	経ヶ岳群	82	81	68	69	46	45	54	32	39	34	27	11	5	5			令和5年1月に除去が完了	
	鷹尾群	118	108	103	107	89	90	92	58	46	42	19						平成31年4月に除去が完了	
	煤ヶ谷群	63	72	53	54	52	51	47	41	38	47	28	3	3				令和2年9月に除去が完了	
	高森集団		13	7	3	5	3	3	3	3									平成29年度は確認情報なし 平成29年度までに消滅したもの と扱う
	日向群	51	53	54	59	67	65	52	48	38	36	35	32	30	34	31	32		
	大山群	41	44	49	49	50	54	45	49	32	31	14	9						令和2年7月に除去が完了
	子易群	10	13	19	20	23	16	13	11	10	10								平成30年2月に除去が完了
	丹沢湖群	14	22	22	22	25	27	28	24	29	33	28	40	31	22	19	24		
	片原群				22	25	31	26	24	16	16	18	12	3	—				令和3年7月以降確認情報なし 令和3年度までに消滅したもの として扱う
	半原群					20	23	22	36	36	45	31	34	47	51	52	56		
	鐘ヶ嶽群									26	24	20	24	21	31	35	20		
小計		509	547	508	553	558	553	535	472	472	472	394	283	311	311	295	300		
南 秋 川	K1群	119	110	102	107	107	104	96	91	94	89	79	73	72	67	64	50		
	K2群	80	83	89	96	93	87	81	70	65	49	61	29	6	—			令和4年1月に除去が完了	
	K3群	75	76	88	99	93	89	74	81	82	83	81	73	26				令和3年3月に除去が完了	
	K4群	72	76	77	73	56	50	53	45	51	61	47	51	52	63	33	29	令和6年3月に除去が完了	
	川井野群								81	80	—	19	—	90	109	96	93		
	小計		346	345	356	375	349	330	304	368	372	282	287	226	246	239	193	172	
合計		960	990	959	1,027	1,017	997	949	946	952	839	747	569	603	586	518	498		

※ 表中の数値は毎年度のカウント調査により把握した個体数（灰色網掛け部はシミュレーション値または目撃情報による補完、「—」はカウント調査を実施できなかったもの）

※ 下線のある群れ・集団は令和6年6月現在除去済みまたは消滅

図1 各群れの行動域（令和5年度ニホンザル生息状況調査結果）



表5 各群れの行動域の比較（令和5年度ニホンザル生息状況調査結果）

地域個体群	群れ・集団名	行動域の比較（令和4年度・令和5年度の比較）	特筆事項
西湘	H	令和4年度に比べて行動域が大幅に拡大した。これは7月11日から8月2日までの約20日間、箱根町、南足柄市、山北町、松田町、大井町、二宮町、大磯町、平塚市、秦野市を周回し、戻ったためである。	令和6年3月に全個体の捕獲が完了し、除去となった。
	T1	令和4年度とほぼ変わりがなかった。	
丹沢	ダムサイト	行動域の西部と南部が縮小した。宮ヶ瀬ダムに面した南部の利用がなくなったことは、川弟B1群の行動域の北部への拡大と関係しているものと思われる。川弟B1群との行動域の重複は小さくなった。	令和5年度中にダムサイト群とダムサイト分裂群が合流したものとして扱う（ダムサイト分裂群は消滅）。
	ダムサイト分裂	令和5年1月以降、ダムサイト群と行動を共にしており、令和5年9月の生息状況調査でも同様の状況が確認された。	
	川弟A	令和4年度とほぼ変わりがなかった。	
	川弟B	行動域の南部が縮小し、土山峠の南側を利用することがほとんどなくなった。これにより川弟A群との行動域の重なりは小さくなったが、川弟B1群との行動域の重複は依然として大きい。	
	川弟B1	北部と東部で行動域がやや拡大した。北部の拡大は、ダムサイト群の行動域南部の利用が減少したことと呼応しているように見える。昨年度に比べ、ダムサイト群の行動域との重なりは小さくなった。	
	日向	行動域面積はさほど拡大していないが、行動域がやや西に拡がり、南側にもやや拡大した。	
	丹沢湖	令和4年度とほぼ変わりがなかった。	
	半原	令和3年度に比べると行動域が大きく拡大しているが、令和3年度のGPSデータの取得期間が短いことが影響している。ただし、南部と国道412号線の以東の利用は昨年度まで確認されたことはなく、今年になって新たに利用するようになった地域である。	
鐘ヶ嶽	南東側に行動域が拡大した。拡大した地域には住宅地が含まれ、人との軋轢の増加が懸念される。		
南秋川	K1	令和4年度よりも行動域が大きく縮小し、神奈川県側の利用も減少した。群れサイズの縮小が関係している可能性がある。隣接するK4群との行動域の重複はなくなった。 *GPSデータの取得期間が短いことに留意	
	K4	令和4年度よりも行動域が縮小した。隣接するK1群との行動域の重複はなくなった。	令和6年3月に全個体の捕獲が完了し、除去となった。
	川井野	令和4年度とほぼ変わりがなかった。行動域の大半は東京都八王子市であるが、年間を通して神奈川県側も利用した。	

表6 個体分析対象個体（令和5年度ニホンザル捕獲個体分析）

（単位：頭）

群れ・集団名 ＼ 性年齢区分		ダムサイト	川弟A	鐘ヶ岳	日向	K4	合計
アカンボウ	オス				1	3	4
	メス			1		6	7
コドモ	オス	1	1	4	2	6	14
	メス			1	1	4	6
ワカモノ	オス				1	2	3
	メス		1	1		4	6
オトナ	オス		1	1		2	4
	メス				1	13	14
計		1	3	8	6	40	58

表7 地域個体群別農作物被害の推移

〔上段：被害額、下段：被害面積〕

地域 個体群	2018(平成 30)年度	2019(令和 元)年度	2020(令和 2)年度	2021(令和 3)年度	2022(令和4)年度 (注1)	2023(令和5)年度 (注1)
西湘	2,660千円 0.8ha	4,144千円 1.1ha	937千円 0.2ha	961千円 0.2ha	793千円 (481千円) 0.2ha (0.1ha)	— (1,261千円) — (0.1ha)
丹沢	6,429千円 1.8ha	4,121千円 0.9ha	820千円 0.2ha	450千円 0.1ha	1,024千円 (810千円) 0.3ha (0.2ha)	— (926千円) — (0.1ha)
南秋川	1,200千円 0.4ha	403千円 0.1ha	36千円 0.0ha	172千円 0.1ha	341千円 (326千円) 0.1ha (0.0ha)	— (0千円) — (0.0ha)
計	10,289千円 3ha	8,668千円 2.1ha	1,793千円 0.4ha	1,583千円 0.4ha	2,158千円 (1,626千円) 0.5ha (0.3ha)	— (2,187千円) — (0.2ha)

注1) ()内は、西湘地域個体群は第3四半期まで、それ以外は第2四半期までの速報値。

※市町村が農業協同組合等からの聞き取り等で把握した被害量を県が集計したもの（農林水産省「野生鳥獣による農作物の被害状況調査」、農業者が被害を報告しなかった場合は含まれないことに留意）

※ハナレザル、オスグループによる被害を含む。

※相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした。

表8 地域個体群別自家用農作物被害の推移

地域 個体群	2018(平成 30)年度	2019(令和 元)年度	2020(令和 2)年度	2021(令和 3)年度	2022(令和4)年度 (注1)	2023(令和5)年度 (注1)
西湘	—	—	—	—	—	—
丹沢	1.21ha	1.27ha	0.26ha	0.07ha	0.05ha (0.05ha)	— (0.10ha)
南秋川	0.92ha	1.81ha	0.03ha	0.28ha	0.47ha (0.45ha)	— (0.00ha)
計	2.13ha	3.08ha	0.29ha	0.35ha	0.52ha (0.50ha)	— (0.10ha)

注1) ()内は第2四半期までの速報値。

※市町村が住民等からの聞き取り等で把握した被害量を県が集計したもの（住民等が被害を報告しなかった場合は含まれないことに留意）

※ハナレザル、オスグループによる被害を含む。

※相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした。

表9 地域個体群別生活被害・人身被害件数の推移

(単位：件)

地域 個体群	区分	2018(平成 30)年度	2019(令和 元)年度	2020(令和 2)年度	2021(令和 3)年度	2022(令和 4)年度 (注1)	2023(令和 5)年度 (注1)
西湘	生活被害	236	248	330	455	330 (317)	— (135)
	人身被害	14	13	13	7	14 (8)	— (4)
	小計	250	261	343	462	426 (325)	— (139)
丹沢	生活被害	80	55	80	99	107 (44)	— (71)
	人身被害	12	1	0	1	1 (1)	— (0)
	小計	92	56	80	100	108 (45)	— (71)
南秋川	生活被害	34	57	8	5	16 (6)	— (1)
	人身被害	0	3	0	0	0 (0)	— (0)
	小計	34	60	8	5	16 (6)	— (1)
合計	生活被害	350	360	418	559	453 (367)	— (207)
	人身被害	26	17	13	8	15 (9)	— (4)
	小計	376	377	431	567	550 (376)	— (211)

注1) ()内は、西湘地域個体群は第3四半期まで、それ以外は第2四半期までの速報値

※市町村が住民等からの聞き取り等で把握した被害件数を県が集計したもの（住民等が被害を報告しなかった場合は含まれないことに留意）

※人身被害は人体や持ち物に接触を伴う行為により傷害、損傷が生じた、また未遂となったものであり、それ以外を生活被害とする。

※ハナレザル、オスグループによる被害を含む。

※相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした。

表10 広域的に情報交換を行う会議等

地域 個体群	対象群	会議等の名称	関係機関
西湘	T1群	湯河原町及び熱海市を 行動域とするニホンザ ル被害対策連絡会議	神奈川県：(市町村)湯河原町、(県)県西地域県政 総合センター、自然環境保全課 静岡県：(市町村)熱海市、(県)東部農林事務所、 自然保護課
丹沢	日向群	秦野・伊勢原ニホンザ ル広域対策協議会	(市町村)秦野市、伊勢原市 (関係団体)秦野市農業協同組合、湘南農業協同組合
南秋川	K1群 K4群 川井野群	東京都、山梨県及び神 奈川県域に生息するニ ホンザルに関する対策 会議	神奈川県：(市町村)相模原市、(県)県央地域県政 総合センター、自然環境保全課 山梨県：(県)みどり自然課、 (市町村)上野原市 東京都：(都)食料安全課、農業振興事務所 (市町村)八王子市、檜原村

Ⅲ 令和6年度の事業実施計画

第5次計画に基づき、令和6年度の事業実施計画を次により定める。

1 被害防除対策

(1) 集落環境整備

農地周辺では、山林と農地の中の雑木、藪、雑草等は、サルの隠れ場所となり農地への出没を容易にしてしまうため、刈り払いを行い、サルが近づきにくい環境をつくる。

また、農地の野菜や果実の取り残し、放棄果樹、廃棄果実の放置は実質的に餌やりと同じ効果をもたらす、サルを誘引、定着させる要因となるため、全て収穫するか廃果を埋める等適正な処分を行う。

人家周辺では、サルが好む生ごみや果実等は、サルを誘引、定着させる要因となるため、屋外に生ごみを放置しないことや、庭先の果実の収穫、商店の食料品管理等を徹底する。

加えて、サルへの意図的な餌付けは、人馴れや人への警戒感の低下を招くことにより、被害の拡大や地域への定着の大きな要因になるため、防止を徹底する。特に、発生が報告された場所の詳細把握及び対策に注力するとともに、看板やWEBサイトの作成・掲載、SNSの活用等による分かりやすい情報発信を実施する。

これらの集落環境整備は、住民等地域が主体となって取り組むことが効果的であるため、県及び市町村は、こうした地域主体の取組を支援する。

(2) 農地への防護柵の設置

農業者団体と連携し、農業者等がサル対策として効果がある電気柵やネット等で上面も覆った防護柵を設置することを、その効果や成功事例の普及等を通じて促進するとともに、設置された防護柵の管理の徹底を農業者等に働きかける。

また、有効な方法・場所で設置できるよう、県は技術的な支援やサルの行動域の変化等の情報提供を行う。

(3) 広域防護柵の設置

人の生活圏と森林の境界部へ広域防護柵として電気柵を設置し、被害軽減と棲み分けを図る。

市町村は、農業者団体と連携し、広域防護柵を地形、農地の状況等地域の実情に合わせ必要に応じて設置し、県は設置に際して技術的、財政的な支援を行う。

また、広域防護柵の効果を持続させるため、定期的の下草の除去を行う等、適切な維持管理が必要であり、市町村は、住民、農業者等による維持管理を促進する。

(4) 追い払い

追い払いを行う際は、事前に農地、人家の無い場所を調査し、農地や住宅地等のサルの侵入を防止する地域から、追い払う方向（山側等）を定めて実施する。

追い払いは、住民、農業者、市町村、農業者団体、狩猟者団体等により、住民を中心

に地域が主体となって実施し、県及び市町村は、地域の取組を支援する。

(5) 加害個体捕獲

群れの加害性を引き下げて生活被害や人身被害を効果的に減らすため、人家侵入等の生活被害を繰り返す個体や、人への威嚇行動をとる等人身被害を発生又は発生させる恐れのある個体を、加害個体として特定して捕獲する。

また、群れから離れたハナレザル又はオスグループについて、農作物被害・生活被害を繰り返し起こし、追い払いを実施しても被害が防止できない場合や、市街地等で追い払いができず被害が防げない場合は、加害個体に準じて捕獲する。

加害個体及びハナレザル等の捕獲は、はこわな、銃器、麻酔銃を用いて行い、捕獲個体の取扱いについては「2(3)ア(ウ) 捕獲個体の取扱い」を準用し、原則として殺処分とするが、群れ管理に影響が生じる可能性がある場合は、学習放獣等の対応も可能とする。

加害個体等の捕獲は、原則として市町村が県の許可を受けて実施するが、県は、被害防止のため、加害個体の迅速な選定や捕獲ができるように市町村と連携した取組を行う。

2 群れの管理

群れ管理（各群れを適正な生息域及び適正な規模*で管理するための取組）について、別表2「令和5年度の群れ管理事業実施計画の概要」及び以下のとおり定める。

※：適正な規模については、30頭から60頭を目安とし、各群れの生息状況や被害状況を考慮して設定する。

(第5次計画より抜粋)

・適正規模とするための各群れの目標頭数の設定

地域個体群の維持を基本とし、群れの分裂及び分派を回避するため、これまでの県内における群れの分裂等の状況を踏まえた群れの適正規模として30頭から60頭を目安とし、各群れの生息状況や被害状況を考慮して設定する。

別表2 令和6年度の群れ管理事業実施計画の概要

・・・別添

別表2 令和6年度の群れ管理事業実施計画の概要

群れの状況						群れ管理の方向性		群れ管理の内容							備考	
整理番号	地域個体群	群れ名	関係市町村	カウント頭数(R5) (注1)	カウント後捕獲数等 (注2)	群れ管理の方法(R6)	群れ管理の目標(R6)	追い上げ内容	捕獲計画数(R6)	捕獲方法						
										はこわな	囲いわな	麻酔銃	銃器	ICTわな	その他	
1	01西湘	T1	湯河原町 真鶴町	21	2	・ 追い上げ ・ 群れ管理のための個体数調整 (適正規模とするための群れの縮小、維持)	【適正な生息域及び適正な規模で管理】 当該年度の目標エリア： 天照山周辺方面 当該年度の目標頭数： 25	・ 湯河原町鳥獣対策被害対策捕獲・ 追い払い協力隊及び町職員による追 い上げ等	0							
2	02丹沢	ダムサイト	相模原市 愛川町	21	0	・ 追い上げ ・ 群れ管理のための個体数調整 (適正規模とするための群れの縮小、維持)	【〃】 当該年度の目標エリア： 南山方面 当該年度の目標頭数： 20	・ 専門業者による銃器を使用した追 い上げ ・ 地域住民と共同し、地域ぐるみの 追い上げを推進する。	4	○		○	○	○		
3	02丹沢	川弟A	愛川町 清川村	63	2	・ 追い上げ ・ 群れ管理のための個体数調整 (適正配置とするための群れの縮小)	【〃】 当該年度の目標エリア： 法論堂林道より北側、仏果山 方面、三峰山方面 当該年度の目標頭数： 40	・ 地域住民と共同し、地域ぐるみの 追い上げを推進する。 ・ 追い上げに対する地域住民の理解 を図る。	24	○	○	○	○			
4	02丹沢	川弟B	相模原市 愛川町 清川村	29	0	・ 追い上げ ・ 群れ管理のための個体数調整 (適正規模とするための群れの縮小、維持)	【〃】 当該年度の目標エリア： 早戸川林道方面、金沢林道方 面 当該年度の目標頭数： 30	・ 専門業者による銃器を使用した追 い上げ ・ 地域住民と共同し、地域ぐるみの 追い上げを推進する。	2	○		○	○			
5	02丹沢	川弟B1	相模原市 愛川町 清川村	55	1	・ 追い上げ ・ 群れ管理のための個体数調整 (適正規模とするための群れの縮小、維持)	【〃】 当該年度の目標エリア： 早戸川林道方面、金沢林道方 面、仏果山方面 当該年度の目標頭数： 50	・ 専門業者による銃器を使用した追 い上げ ・ 地域住民と共同し、地域ぐるみの 追い上げを推進する。	10	○		○	○			
6	02丹沢	日向	厚木市 伊勢原市 秦野市	32	1	・ 追い上げ ・ 群れ管理のための個体数調整 (適正規模とするための群れの縮小、維持)	【〃】 当該年度の目標エリア： 大山北斜面、猪山作業道、葉 師林道 当該年度の目標頭数： 25	生息域拡大（北上）を防ぐため、積 極的な追い上げを実施	8	○	○	○	○	○		
7	02丹沢	丹沢湖	山北町	24	0	・ 群れ管理のための個体数調整 (適正規模とするための群れの縮小、維持)	【〃】 当該年度の目標エリア： 大杉山方面 当該年度の目標頭数： 20	—	5	○		○				
8	02丹沢	半原	厚木市 愛川町	56	0	・ 追い上げ ・ 群れ管理のための個体数調整 (適正規模とするための群れの縮小、維持)	【〃】 当該年度の目標エリア： 経ヶ岳より北側 当該年度の目標頭数： 40	・ 生息域拡大（南下）を防ぐため、 積極的な追い上げを実施 ・ 地域住民と共同し、地域ぐるみの 追い上げを推進する。	15	○		○	○	○		

群れの状況					群れ管理の方向性		群れ管理の内容							備考		
整理番号	地域個体群	群れ名	関係市町村	カウント頭数(R5) (注1)	カウント後捕獲数等 (注2)	群れ管理の方法(R6)	群れ管理の目標(R6)	追い上げ内容	捕獲計画数(R6)	捕獲方法						
										はこわな	囲いわな	麻酔銃	銃器	ICTわな	その他	
9	02丹沢	鐘ヶ嶽	厚木市 伊勢原市 清川村	20	0	・ 追い上げ ・ 群れ管理のための個体数調整 (適正規模とするための群れの縮小、維持)	【リ】 当該年度の目標エリア： 鐘ヶ嶽～鳥屋待沢方面 当該年度の目標頭数： 20	・ 生息域拡大を防ぐため、積極的な 追い上げを実施 ・ 目標エリアである鐘ヶ嶽～鳥屋待 沢方面への定着を図り、伊勢原市内 では伊勢原津久井線（県道64号線） から東への行動域拡大を防止する。	4	○		○	○	○		
10	03南秋川	K1	相模原市 (山梨県)	50	8	・ 追い上げ ・ 群れ管理のための個体数調整 (適正規模とするための群れの縮小、維持)	【リ】 当該年度の目標エリア： 県境方面 当該年度の目標頭数： 50	・ 専門業者による銃器を使用した追 い上げ	2	○		○	○			カウント後捕獲数等は山梨県上 野原市による捕獲
11	03南秋川	川井野	相模原市 (東京都)	93	33	・ 追い上げ ・ (群れ管理のための個体数調整 (適正規模とするための群れの縮小、維 持))	【リ】 当該年度の目標エリア： 県境方面	・ 専門業者による銃器を使用した追 い上げ	—	—	—	—	—	—	—	・ カウント後捕獲数等は東京都 八王子市による捕獲 ・ 群れ管理の方法：相模原市内 への定着が見られ、被害が発生 した場合は関係機関との協議の うえ個体数調整を実施する

	群れ数	—	カウント頭 数(R5)	カウント後 捕獲数等
西湘地域個体群 計	1	—	21	2
丹沢地域個体群 計	8	—	300	4
南秋川地域個体群計	2	—	143	41
総 計	11	—	464	47

注1) 令和5年度年度ニホンザル生息状況調査による個体数調査で目視によりカウントされた頭数。

注2) 令和5年度年度ニホンザル生息状況調査による個体数調査以後、当該年度末までに捕獲殺処分、自然死、交通事故死等した数。

(1) 地域個体群ごとの基本方針

ア 西湘地域個体群

個体数管理及び被害軽減の視点から総合的に判断し、以下のとおり取り組んでいく。

- T1群に係る「適正規模とするための群れの縮小・維持」に向けた取組みの重点化
 - ・加害個体捕獲について、これまでの検証結果に基づき加害個体の特定と捕獲を継続する。
 - ・追い上げや加害個体の捕獲を行いながら管理を継続しつつ、被害状況等の動向を注視していく。
 - ・県は、自動撮影カメラを用いた加害個体の把握や、銃器を用いた特定個体の捕獲の際の技術支援等、群れの加害性の低下に向けた取組みを行う。
 - ・県は、追い上げや追い払いについて技術支援を継続するとともに、学識者やNPO等の協力も得ながら、効果的な追い上げ手法や新たな対策の担い手の確保を検討する等、適正な群れの縮小・維持に取り組む。
- 今後の群れ管理に向けた分析・検討
 - ・西湘地域個体群の維持については、隣接する静岡県と連携し、同一個体群の生息状況等の情報共有を引き続き継続するとともに、環境省で進められている全国のサル地域個体群の連続性・孤立性等の解析・評価について、動向・成果を踏まえ、神奈川県での地域個体群の位置づけを継続検討していく。

イ 丹沢地域個体群

丹沢山麓に8程度の群れが密集した状態で生息しており、ほとんどの群れの行動域は重複し、追い上げが困難な状態となっていることから、主に「行動域の重複解消と適正な生息域への移動を通じた被害の軽減、根絶」を目指し、次の事項に重点的に取り組む。

- ・行動域の重なり度合い、追い上げの難しさ、住宅地や農地への依存状況等を踏まえ、適正な群れ配置、群れ数及び各群れの規模を検討し、追い上げ目標エリア等を定める。
- ・群れの行動域の重複を解消し、追い上げ等の管理事業を効果的に進めるために、目標頭数を群れ別に定めて個体数調整を実施する。
- ・行動域が行政界をまたがる群れについて、引き続き隣接市町村と連携して追い上げに取り組む。
- ・農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採等誘引要因の除去等によって、出没地点の減少及び被害の未然防止につなげる。

ウ 南秋川地域個体群

行動域が山間部から住宅地や農地に移動する傾向にあり、農作物被害や生活被害を発生させていることから、主に「住宅地及び農地への出没の半減を通じた被害の軽減、根絶」を目指し、次の事項に重点的に取り組む。

- ・隣接都県における群れの状況を踏まえながら、適正な群れの配置、群れ数及び各群れの規模を検討し、追い上げ目標エリア等を定める。
- ・事業実施計画に沿って、追い上げ及び追い上げを効果的に進めるための個体数調整を実施する。

- ・農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採等誘引要因の除去等によって、出没頻度の低下及び被害の未然防止につなげる。
- ・隣接都県との行政界をまたがった群れの管理について、隣接都県との意見交換等を行い、連携を図る。

(2) 追い上げ

各地域個体群で追い上げ目標エリアに向けて、積極的な追い上げを継続する。

追い上げは地域が一体となって組織的に取り組むことが必要であるため、県と市町村は、地域が一体となって取り組むよう働きかけ、支援を行う。

地理的、人力的に追い上げができていない状況がある場合、その要因を明らかにし、追い払い員への指導や追い払い員の業務見直し等、具体的な改善策を検討する。

群れの除去及び全体生息数の減少が進んだことにより、これまでの考え方のように山の上部へと追い上げるというより、山側へ追い払っておくという対策で、地域によっては効果が得られつつあることから、今後の追い上げの方向性について整理していく。

追い上げの実施に当たっては、電波発信器等をサルに装着し、群れの位置を把握することにより、効果的な実施に努め、煙火、爆竹、銃器（ゴム弾・花火弾・空砲）、エアガン、スリングショット（パチンコ）、イヌ等を使用して人に対する恐怖心をサルに植えつけながら、計画的かつ継続的に実施する。

(3) 群れ管理のための個体数調整、管理困難な群れの除去

個体数調整は、総合的なサル対策の一つであることを念頭に置き、追い上げ、被害防除対策、及び生息環境整備の効果を相乗的に向上させることを目指して、これらの対策と合わせて実施する。

個体数調整の実施に当たっては、表 11 のとおり群れ管理の方法に応じて区分し、表 12 に記載する頭数を捕獲・殺処分の上限とする。

表 11 個体数調整の区分及び該当する群れ

個体数調整の区分		該当する群れ		(参考) 第5次計画上の説明
		2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	
群れ管理のための個体数調整	適正規模とするための群れの縮小・維持	丹沢湖 川井野 T1 ダムサイト 川弟B 川弟B1 日向 半原 鐘ヶ嶽 K1	丹沢湖 川井野 T1 ダムサイト 川弟B 川弟B1 日向 半原 鐘ヶ嶽 K1	現状の群れの個体数が、適正な個体数の目安を超えている群れについては、群れの規模が大きくなって生じる群れの分裂を防ぐため、設定した目標頭数まで群れの個体数を縮小するための個体数調整を計画する。 また、群れの個体数が、設定した目標頭数に達している群れについては、必要に応じて群れの規模を維持するための個体数調整を計画する。
	適正配置とするための群れの縮小	川弟A	川弟A	群れが密集し、群れの行動域が重複又は隣接している場合、各群れの行動域の重なり度合い、追上げの難しさ、住宅地や農地への依存状況等から、群れの縮小や除去等の優先順位を検討した上で、各群れの目標頭数を設定し、追上げ計画と合わせて個体数調整の計画を立てる。 適正な配置とするための群れの縮小については、追上げや被害防除対策の効果を向上させるために必要な規模の個体数調整を計画する。
	適正配置とするための群れの除去	<u>ダムサイト分裂</u> <u>K4</u>	(なし)	また、適正な配置とするための群れの除去については、群れの適正配置の観点からその群れを除去することがやむを得ないと判断され、かつ、当該の群れを除去しても地域個体群の安定的な維持を図ることができる場合に計画する。
管理困難な群れの除去		H	(なし)	追上げや被害防除対策を徹底しても、行動域が住宅地に及び、生活被害が多発し、人身被害が発生している又は発生するおそれが高い群れを、管理困難な群れとして判断する。 管理困難な群れについては、群れを除去した後に地域個体群の安定的な維持を図ることができる場合は、管理困難な群れでなくなるまで、又は住宅地周辺で生息確認ができなくなるまでの個体数調整を計画する。 群れを除去した後に地域個体群の安定的な維持を図ることができないおそれがある場合については、市町村と県が協力し、一層の対策を行っても効果が見られない場合に限り、例外的に管理困難な群れとして個体数調整を実施する。

表 12 群れ別・性年齢別の個体数調整対象個体数（令和 6 年度）

群れ管理の方法	群れ・ 集団名	区分 (注 1)	アカン ボウ	コドモ	ワカモノ		オトナ		不明	総計
					オス	メス	オス	メス		
適正規模とするための 群れの縮小、維持	T 1	個体数	4	7	1	1	0	6	0	19
		捕獲計画数	0	0	0	0	0	0	0	0
	ダムサイト	個体数	3	8	1	1	2	6	0	21
		捕獲計画数	1	1	1	0	1	0	0	4
	川弟 B	個体数	3	11	3	2	1	9	0	29
		捕獲計画数	0	2	0	0	0	0	0	2
	川弟 B 1	個体数	7	19	5	2	4	18	0	55
		捕獲計画数	2	6	1	0	1	0	0	10
	日向	個体数	5	9	0	1	4	11	1	31
		捕獲計画数	2	4	1	0	1	0	0	8
	丹沢湖	個体数	10	1	0	1	0	12	0	24
		捕獲計画数	3	2	0	0	0	0	0	5
	半原	個体数	7	26	5	3	2	13	0	56
		捕獲計画数	4	8	2	0	1	0	0	15
鐘ヶ嶽	個体数	2	5	1	2	1	9	0	20	
	捕獲計画数	1	1	1	0	1	0	0	4	
K 1	個体数	11	22	1	1	0	8	1	44	
	捕獲計画数	0	1	1	0	0	0	0	2	
適正配置とするための 群れの縮小	川弟 A	個体数	9	18	2	5	6	19	2	61
		捕獲計画数	7	12	2	0	1	2	0	24
適正配置とするための 群れの除去	(なし)	個体数								—
		捕獲計画数								—
管理困難な群れの除去	(なし)	個体数								—
		捕獲計画数								—

注 1) 個 体 数：令和 5 年度ニホンザル生息状況調査のカウント調査により把握した個体数からカウント後捕獲数等を差し引いた頭数。

捕獲計画数：性年齢別の個体数や群れ管理の方向性を基に、群れごとに算出した当該年度の捕獲計画数

ア 留意事項

(ア) 個体数調整の計画

- ・群れの加害性を引き下げて生活被害や人身被害を効果的に減らすために、可能な限り加害性の高い個体の捕獲を優先する。
- ・特定の群れを除去しようとする場合は、隣接して生息する他の群れがその行動域を拡大しないよう、隣接する市町村と十分調整した上で、追い上げや防護柵の設置等の被害防除対策を一体的に実施する。
- ・除去の対象である群れ（区分：適正配置とするための群れの除去、管理困難な群れの除去）であっても、除去に至るまでの過程での分裂による被害の拡大が懸念される場合等は、必要に応じて捕獲されたオトナメスの放獣も検討する。
- ・縮小、維持の対象である群れ（区分：適正規模とするための群れの縮小・維持、適正配置とするための群れの縮小）で、オトナメスを捕獲する場合は、原則として群れの中心でないオトナメスの捕獲を行う。
- ・縮小、維持の対象である群れ（区分：適正規模とするための群れの縮小・維持、適正配置とするための群れの縮小）で、アカンボウがオトナメスと同時に捕獲された場合は、原則として同時に捕獲されたオトナメスと合わせて、処分又は放獣を行う。
- ・発信器装着個体は、除去が完了する場合等を除き、原則として放獣する。

(イ) 捕獲方法

- ・新たに銃器捕獲に取り組む市町村は、具体的な手法を県と調整しながら実施する。

- ・くくりわな捕獲については、群れの除去の最終局面において、はこわな、囲いわな、銃器、麻酔銃等の手段を用いても捕獲が困難な場合に限り実施を認めるものとする。実施の際は、現場近くに作業員を常駐させる、通信機能付き自動撮影カメラを活用する等の方法により、わなの状況を監視し、捕獲個体を速やかに回収することで、捕獲個体に苦痛が生じないよう配慮する。

(ウ) 捕獲個体の取扱い

- ・次の事項に留意する。

(第5次計画より抜粋)

- ・箱わな又は囲いわなにより捕獲した個体の殺処分は、麻酔薬の投与や銃器による止めさし等、苦痛を与えないとされる方法を用いることとし、実験動物としての利用はしない。
- ・捕獲許可を受けていない個体が捕獲された場合は、元の生息地に放獣する。放獣の際には、必要に応じて人の声や煙火等で刺激や痛みを感じさせる条件付けによって人への警戒心を持つことを学習させた上で放獣を行う(学習放獣)。
- ・銃器により捕獲した個体は、山野に放置することなく適正に処理する。

- ・県が指定する捕獲個体については原則として捕獲個体分析の対象とするため、県が示す送付先に送付する。それ以外の捕獲個体については山野に放置することなく適正に処理する。

3 生息環境整備

人の生活圏とサル行動域の重複を解消し、棲み分けを図っていくために、群れ管理及び被害防除対策と合わせて、森林整備を通して、山間部におけるサルの生息環境整備を進める。

(1) 水源の森林づくり事業

ニホンザルの行動域及び追い上げ目標エリア周辺の水源林において、水源かん養機能の維持、増進を目的として、ニホンザルの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、植生保護柵設置等の森林整備を行い、林床植生の回復、混交林化等を図る。

(2) 県営林整備事業

ニホンザルの行動域及び追い上げ目標エリア周辺の県営林において、第13次神奈川県営林経営計画に基づいて、ニホンザルの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、土壌保全工等の森林整備を行い、林床植生の回復を図る。

(3) 市町村による森林整備の事業

ニホンザルの行動域及び追い上げ目標エリア周辺で、市町村は、ニホンザルの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、土壌保全工等の森林整備を行う。

4 モニタリング

県は、市町村等の協力を得ながら、モニタリングを実施する。モニタリング結果は、管理事業の効果検証、計画や事業の見直しの検討に活用するとともに、関係者と情報共有し、地域の対策等の検討にも役立てる。

(1) 生息状況調査

県は、地域個体群の群れ数、個体数、行動域、食性、分派の有無等の調査を毎年度実施し、生息状況を把握、評価するとともに、出没地点や頻度、被害状況等から群れの特性を把握し、対策の効果の評価や対策の優先順位の検討に活用する。また、確認されている群れ以外の未確認の群れについても、把握に努める。

県は毎年度、市町村等の協力を得ながら、個体数調整により捕獲された個体及びその他の要因による死亡個体の情報把握と計測・記録等を行い、個体数調整等の的確な実施と検証に活用する。

ア カウント調査

県内に主な行動域がある群れについて、雌雄・成幼獣別に個体数を把握するためのカウント調査を行う。

イ 行動域調査

各群れを対象として、発信器を用いて行動域を把握する行動域調査を行う。

ウ 捕獲個体分析

市町村等の協力を得ながら、個体数調整により捕獲された個体及びその他の要因による死亡個体を対象として、情報把握と計測・記録等今後の被害防止対策の効果を検証するため、捕獲個体分析を行う。

(2) 被害状況調査

市町村は、農業者、農業者団体等の協力を得て農作物等の被害額、被害面積等の情報を収集して県に報告し、県は、報告された被害状況を取りまとめ、市町村等への情報提供やホームページでの公表を行う。加えて、報告内容を分析し、地域の取組に活用できるようフィードバックを行う。報告の方法については、農業者等が報告しやすくなるよう市町村や農業者団体等と協力して検討する。

また、市町村は、県と連携して住宅地や農地等の被害が発生する地域でのサル出没地点や被害の取りまとめ等を行うことで、被害状況を集落単位で把握し、収集した情報をもとに地域の実情に即した被害防除対策を実施する。

(3) 対策状況調査

市町村は毎年度、関係機関の協力を得ながら、群れ管理、被害防除対策、生息環境整備等の対策の状況を把握し、県は対策状況を取りまとめ、集落単位で被害状況と対策状況を合わせて地図化する。

(4) 調査結果の分析

県は、(1)～(3)による調査結果に加えて、市町村、農林業団体、狩猟者団体等のほか、県試験研究機関、大学等の研究機関等の協力を得て、生息や被害の状況等に関する情報を集約・分析する。

分析結果をもとに、出没の増減や被害の状況等に基づき、神奈川県鳥獣総合対策協議会における専門的見地からの検討等を通して、対策効果の検証・評価を行い、計画及び事業の見直しや地域の関係者等へ向けた情報提供・普及啓発等に活用する。

5 その他

(1) 広域連携による対策実施の推進

サルの生息域は東京都、山梨県、静岡県にもまたがることから、これらの都県及び隣接する市町村と情報交換会等を開催し、生息状況、被害状況等について情報交換するとともに、各都県・市町村における対策の考え方や実施結果等について情報共有を図る。

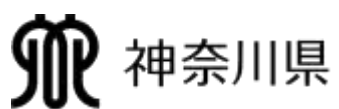
○山静神東ニホンジカ・ニホンザル等情報交換会

○湯河原町及び熱海市を行動域とするニホンザル被害対策連絡会議

○東京都、山梨県、神奈川県域に生息するニホンザルに関する対策会議

(2) 第6次計画に向けた検討

県は今後の方針等について、学識者等の意見も参考にしつつ、市町村等と協力し、6次計画に向けた地域個体群の在り方等について再考する。



環境農政局緑政部自然環境保全課

横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話 045(210)1111 (代表)